

# 改正される相続税のことを お知りになりたい方へ



## 平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられます

Q. 基礎控除って、いくらなの？

A. 基礎控除額は、次のとおりです。

【改正前】平成26年12月31日までに相続が開始した場合  
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)



【改正後】平成27年1月1日以降に相続が開始した場合  
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続などで財産をもらったら  
相続税がかかるのかしら？



その総額が基礎控除  
を超えなければ、申告  
は必要ないですよ！

(例) 相続人が、妻と子供2人の場合の基礎控除

【平成26年12月31日まで】

5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円



【平成27年1月1日以降】

3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

※ 相続した遺産額が基礎控除額を超す場合は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

## 相続税について“もっと知りたい、調べたい”方は・・・

### ★ 国税庁ホームページ“[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)”へアクセス！

相続税の概要を説明したパンフレットや具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例などの情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しています。

また、税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

※ 国税庁ホームページのイメージは、裏面をご参照ください。

### ★ 「電話相談センター」なら“電話”で相談できます！

最寄りの税務署へ電話すると、自動音声によりご案内しますので、「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は、「2」を選択）を押しますと、電話相談センターにつながります。

※ 番号の選択方法は、裏面をご参照ください。

### 【注意】 にせ税理士にご注意ください！

税に関する相談や申告書の作成は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません。(注)

税理士等をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」(<http://www.zeirishikensaku.jp>)で税理士等の検索が可能です。



(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。



まずは、「国税庁」で検索してみましょう！

国税庁

検索

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

HOME | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 関連・その他の情報

税について調べる！

税に関するネット上の相談室！

土地の価額を調べる！

申告・納税手続

税について調べる

相続税・贈与税・事業承継税制関連情報

★相続税・贈与税等の特集ページです！



申告手続を調べる。  
申告書等の用紙をダウンロードする！

よくある質問を調べる！

お気軽に「電話相談センター」へお問い合わせください！

① 最寄りの税務署へお電話をお掛けください。

② 自動音声によりご案内しますので、「1」を押してください。

③ 相談内容に応じて、次の該当番号1～5を押してください。  
「相続税の相談の場合」は、「2」を押してください。

1	所得税(個人の方の給与、年金、事業など)
2	相続税、贈与税、財産評価、譲渡所得(個人の方の土地、建物、株式の売却など)
3	法人税、源泉所得税、年末調整
4	消費税、印紙税
5	上記以外の国税等、又はご不明の場合

④ 電話相談センターの職員が対応します。

